

災害救助法適用地域在住の 2024年度入学者への特別措置について

本学では災害救助法適用地域在住で2023年度に被災された2024年度入学者に対し、次の特別措置を講じます。

対象

- ①家計支持者の居住する家屋が全壊（全焼、全流失、大規模半壊）、半壊、一部損壊の被害を受けた場合。
- ②家計支持者の収入が当該災害により喪失または激減した場合。

原則として、公的機関等の罹災証明書および収入（所得）証明書の提出により判定します。

また、必要に応じて戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、修繕費（見積り）等を提出していただく場合があります。

内容

- 入学検定料（2024年度入学者のみ）
出願時に本学に払込み済の全ての検定料の返還を入学後に行います。
- 入学時納入金・学費等（2024年度入学者のみ）
被害程度に応じて下記の表のとおり減免（返還）を行います。

※家宅等とは、家計支持者が所有・居住する家屋または生産手段

収入状況 家宅等被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	A	A	A
半壊	A	A	B
一部損壊	A	B	C
被害なし	A	B	

減免措置は下記のとおりです。

- A. 入学金および1年間の学費等免除
 - B. 入学金および半期分（前期分）の学費等免除
 - C. 見舞金（その被害の程度に応じて3万円、5万円、10万円を支給する）
- 返還金は、「学校法人 渡辺学園」名義で6月末までに振込にて返還する予定です。

手続き方法

特別措置申請者は、入学後に申請を行ってください。

- ①被災者特別措置申請書・返還金振込依頼書（本学所定用紙）
◆所定用紙は本学ホームページより取得してください。
 - ②罹災証明書（市区町村発行）
 - ③2022年度・2023年度の収入（所得）証明書または源泉徴収票（コピー可）
および災害により収入の喪失または減少がわかる証明書（失業等）、自営業の場合も被災状況を証明する書類およびその説明書（A4用紙様式自由）を提出してください。
- ①②③の提出書類をそろえ、封筒に「災害救助法被災者特別措置願」と朱書きし、アドミッションセンター宛に提出してください。

提出期限

2024年4月12日（金）

問い合わせ先

〒173-8602 東京都板橋区加賀1-18-1 東京家政大学 アドミッションセンター

TEL

03-3961-5228